

和歌山県公共調達検討委員会報告書

平成 19 年 5 月 10 日

和歌山県公共調達検討委員会

公共調達検討委員会委員

委員長	ごうはら のぶお 郷原 信郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授 桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター長
委員	ありた よしひで 有田 佳秀	弁護士（有田佳秀法律事務所）
委員	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法学部法律学科准教授
委員	さえき ひでたか 佐伯 英隆	京都大学公共政策大学院特別教授
委員	たぐち あきや 田口 晃也	読売新聞大阪本社論説委員兼編集委員
委員	たけだ はるひと 武田 晴人	東京大学大学院経済学研究科教授

（委員：五十音順）

目 次

はじめに	1
報告書の構成	2
第1部	
I 和歌山県の入札・契約制度	
1. 入札・契約制度とその運用	3
2. 経営事項審査点数と地方基準点数	3
3. 最低制限価格と低入札価格調査	4
II 入札制度改革の取組とその効果	
1. 制度改革の経過	4
2. 制度改革の効果と現状	7
第2部	
和歌山県の公共工事の現状と問題点	
1. 全国知事会指針との比較	9
2. 一般競争入札の対象範囲の拡大と競争性の向上	9
3. 和歌山県の公共調達の実況と問題点	10
第3部	
1. 基本的な考え方	13
2. 問題解決のための方策	15
3. 具体的提言	21
参考資料1	24
参考資料2	27
参考資料3	28
参考資料4	31

はじめに

本委員会は、昨年秋の談合・贈収賄事件での知事及び出納長の逮捕、起訴という事態によって県行政に対する信頼が著しく失墜したことを受け、和歌山県の公共調達制度を検証し、談合防止と適正かつ効率的な制度構築について検討、提案することを目的に、本年1月4日に発足した。委員会は9回開催され、業者からのヒアリング等による実態把握に基づき、公共調達の在り方について多面的な検討を行った。

上記談合・贈収賄事件の背景となったのは公共工事全体に蔓延していた談合構造であった。同事件の公判での検察官の冒頭陳述でも、近畿圏の土木工事業界においては業者間の話し合いによる受注調整が恒常化しており、和歌山県発注工事についても同様の調整行為によって談合が繰り返されていたことが指摘されている。

このような談合の構造も、最近では大きな変化を見せている。談合に対する社会的批判の高まりと独占禁止法による制裁強化等で、大手ゼネコン間では入札での価格競争が激化し、一部の工事では低価格入札が相次いでいる。和歌山県の地元業者間でも、地域によってバラつきはあるものの、全体として落札価格が低下し、競争が激化している。

談合は、公共工事の経済性、効率性を阻害するのみならず、発注者側と受注業者側との癒着・腐敗を招き、不透明な受注者の決定に伴って不正な金銭の授受が行われることも珍しくない。上記談合・贈収賄事件は、まさに談合の害悪が顕在化した典型例である。今後の和歌山県の公共調達、とりわけ公共工事発注に関して、まず、談合の排除を徹底すること、崩れつつある談合構造を徹底して解消していくことが求められるのは当然といえよう。

しかし、談合排除が強く求められているからといって、談合を排除することだけで公共工事の目的が達成されると考えるのは必ずしも正しくない。

公共工事の目的は、県民生活の基盤となる社会資本の整備を、品質と安全性を維持しつつ可能な限り安価に行うことにある。今後、談合の排除、競争の促進によって公共工事をめぐる過剰構造が解消される過程で、工事の品質の低下や、健全な業者の淘汰、不良不適格業者の受注拡大という弊害を生じ、また、一気に競争が激化することによる地域の建設業の崩壊が地域経済に大きな混乱をもたらすおそれもある。

談合排除に伴う競争の激化がそのような事態を招くおそれがあることは、今なお一部に残っていると思われる和歌山県内の公共工事での談合を解消することに抵抗することの口実、そして、一度解消された談合を復活させることの口実として使われることにもなりか

ねない。

今後、県発注工事における談合を極力排除し競争を促進していくことが必要なのはいうまでもないところであるが、それと併せて、工事代金の低下と工事の品質・安全性の確保をバランス良く実現し、なおかつ、地域社会、地域経済にとっても、最大の利益をもたらすことにつながるよう、様々な配慮を行いつつ公共調達改革を進めていかなければならない。

本委員会では、そのような観点から、和歌山県の公共調達制度の在り方について検討を行った。本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

なお、本委員会での検討は公共調達一般を射程として行ってきたが、上記の発足の経緯に鑑み、報告書における現状分析、提言は主として公共工事を念頭においている。

報告書の構成

本報告書は3部構成となっている。

第1部では和歌山県の入札・契約制度及びその運用について概観するとともに、県が行ってきたこれまでの取組み及びその効果について触れる。

第2部では、全国知事会が昨年12月に公表した「都道府県の公共調達改革に関する指針」との比較を行うとともに、改革の方向性を探る前提として和歌山県のおかれた状況を確認する。

そして第3部では、第2部までの記述を踏まえて和歌山県における公共調達改革の方向性を示し、具体的な提言を行う。

第1部

I 和歌山県の入札・契約制度

1. 入札・契約制度とその運用

地方自治法上、公共調達における契約者選定の手法には競争入札によるものと競争入札によらない随意契約とがあり、競争入札の類型として一般競争入札と指名競争入札とがある。(制度の詳細は【参考資料1】参照)

通常、一般競争入札のうち、工事施工に必要な最低限の条件のみ付すものを単に「一般競争入札」、地域要件等、それ以外の条件を付すものを「条件付き一般競争入札」と呼んでいるが、和歌山県では、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に係る一定規模(平成18年4月1日～平成20年3月31日までは建設工事については予定価格24億1千万円)以上の建設工事においては前者、予定価格5千万円以上24億1千万円未満の建設工事においては後者を実施している。1億円未満の建設工事については地域要件を付した上で、総合点数等を勘案しながら20者以上が入札参加できる条件を設定している。

指名競争入札は、不良不適格業者の排除を目的として行われるが、和歌山県においては、建設工事については予定価格5千万円未満、設計・建設コンサルタント業務等についてはほぼ全ての案件において実施しており、件数的には圧倒的に多く用いられている契約方式である。

また、指名競争入札について、和歌山県は、県内8つの建設部と1つの工事事務所毎に地域の実情に応じた形で総合点数により業者を4つに区分の上、指名回数や配置技術者等を考慮し実施している。また、指名する業者の数は、原則として20者以上としている。

随意契約については、随意契約の的確な運用に関するガイドラインを定め、災害時における応急工事等に限るなど慎重に取り扱い、極力競争入札により執行することとしている。また、平成19年4月から、随意契約の透明性を確保し発注者による恣意的な運用を排除するため、ホームページへの掲載による公表を行っている。

2. 経営事項審査点数と地方基準点数

和歌山県の入札参加資格審査は2年に1度行われている。建設業法に基づく経営事項審査により算出された客観点数と和歌山県独自の項目で算出された地方基準点数(主観点数)の合計が、申請者の総合点数として認定され入札参加資格が認められる。県は、発注する

工事の規模に応じ、指名業者の選定や条件付き一般競争入札参加者の入札参加要件に総合点数を設定することにより入札に参加する対象となる業者を選別する。地方基準点数として考慮の対象となる具体的な項目は、工事成績、固定資産、高得点工事、技術者数、優良工事表彰、労働安全衛生関係資格、新卒者採用、障害者雇用、企業年金、災害対応、ISO9000取得、ISO14000取得、指名停止、営業停止の14項目である。なお、平成18～19年度の資格審査の結果は、土木一式工事（1837業者）の客観点数平均点が713.3点（96.1%）、地方基準点数が28.6点（3.9%）であり、後者の前者に対する比率は極めて小さいものとなっている。

3. 最低制限価格と低入札価格調査

和歌山県では、予定価格5千万円未満（指名競争入札）の工事を最低制限価格の対象としている。最低制限価格の算定は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により入札執行者が行う。具体的には、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲で定めており、この価格は事前に公表している。

一方、低入札価格調査は、予定価格5千万円以上（一般競争入札）の工事が対象となる。調査基準価格の算定は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により入札執行者が行う。具体的には、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲で定めており、この価格は事前に公表している。

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低入札価格調査報告書及び関係書類を提出しなければならず、県はそれに基づいて適正な施工が可能かどうか調査を行う。適正な施工が可能と判断されれば契約を締結するが、適正な施工が難しいと判断されればその者は失格となる。また、この調査結果の概要は速やかに公表することとなっている。

II 入札制度改革の取組とその効果

和歌山県では、透明性の確保や競争性の向上等を図るため様々な入札制度改革を行ってきた。

1. 制度改革の経過

(1) 入札制度及び運用

和歌山県の入札契約手続きは、従前は、主に業者数が10者程度の指名競争入札により運用が行われていたが、透明性の確保や競争性の向上等を図るため、様々な改革が行われ

てきた。

平成13年に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、平成14年に、①透明性の確保、②公正な競争の促進、③談合その他の不正行為の排除の徹底、④その他入札及び契約の適正化の促進の4つを柱とした「公共工事等の入札及び契約手続改善策方針」を策定し、これに基づき改善策を講じることとなった。この方針に基づき、平成14年6月には、①指名競争入札において指名業者数を10者程度から15者程度に拡大、②県内同一基準の格付の廃止、③市町村単位の指名から建設部単位の指名への指名の広域化、④固定した指名メンバーの廃止、⑤予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表等の改革を行った。

平成17年6月には、更なる競争性の向上と不正行為等の防止を目的に、1億円以上の建設工事に事後審査型の郵便入札による「条件付き一般競争入札」を試行導入した。平成18年6月には、各建設部で地域業者育成の観点から地域要件を設けることも可能とした上で、条件付き一般競争入札を5千万円まで引き下げた。指名競争については、競争性確保の観点から、平成18年6月、指名範囲を広域化し、指名業者数を15者程度から20者程度に拡大する等の対策を行った。

(2) 情報公開

公共工事を巡る全国的な不祥事を受け平成13年に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、工事発注の透明化を図るため、平成13年4月から建設工事の発注予定の公表を開始し、翌14年には県のホームページ上での情報提供を開始した。

また、平成14年に策定した「公共工事等の入札及び契約手続改善策方針」に基づき、入札の透明性の確保と不正な働きかけを防止するために、それまで入札後に公表してきた予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格を入札前に公表し、入札参加資格審査名簿及び指名停止措置を受けた者の名称、期間及び理由の公表を行うこととした。

平成16年12月には、入札契約手続きの透明性の更なる向上を図るため、これまで各建設部等において閲覧により公表していた入札結果の概要をホームページ上でも情報提供することとした。

(3) ペナルティーの強化

入札談合等関与防止法の施行等を踏まえ、談合等不正行為に対する抑止力強化等を図るため、平成16年6月に独占禁止法違反や贈賄等の不正行為があった場合に指名停止期間を延長するなど指名停止措置要綱の改正を行った。

また、平成17年5月に行われた和歌山県入札監視委員会からの入札契約制度に関する提言に基づき、工事請負契約約款に定める談合等の不正行為があった場合の損害賠償予約条項に記載されている損害賠償金を請負代金額の10%から20%に増額することとした。

同じく入札監視委員会からの提言に基づき、談合情報として取り扱う情報の対象範囲の拡大や談合が疑われる場合の入札無効判断の基準等の明確化のため、談合情報対応マニュアルの改正を行った。

(4) 多様な契約方式

平成16年8月から、多様な契約方式の一つとして、建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に目的物の機能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る技術提案を義務付ける契約後VE方式の試行導入を開始した。この契約後VE方式は、施工業者の技術提案が採用されれば縮減額の1/2をVE管理費として減額をしないととも、工事成績評価において加点対象とされる一方で、技術提案をしない業者には制裁措置（指名停止1ヶ月）がある。

また、平成17年8月から、設計と施工を一括して同一の請負業者に発注する設計施工一括発注方式（価格競争型）の試行導入を開始した。この設計施工一括発注方式（価格競争型）は入札参加者から入札時に設計及び施工に関する技術提案を受け、審査により妥当と認められた設計・施工提案の提出者から請負業者を選定する方式であり、一括発注することにより工期の短縮等を図ることができる等の利点を有する。

(5) 電子入札

条件付き一般競争入札の拡大に伴う入札参加者及び発注者の事務の効率化や入札に係る費用の低減を図るため、予定価格5千万円以上の建設工事及び500万円以上の建設工事に係るコンサルタント業務を対象に、平成19年度に電子入札システムの導入を行い、更に、平成20年度は3千万円以上、平成21年度は1千万円以上の建設工事に拡大していくこととしている。

(6) J V (共同企業体) 制度について

地方自治体の公共工事で入札参加の条件として J V(共同企業体)形態での参加を義務付ける J V 制度は、大規模なトンネル、シールド、橋梁等の工事分野において、大手ゼネコンから県内業者に技術移転を行うことを主な目的として運用されている。和歌山県では、公募型指名競争等の方式で5億円以上の工事において原則県外業者と県内業者の J Vを義務付けるなど、J V制度を重要視してきたが、平成18年6月の制度改正において、J V工事の落札率がそれ以外の工事と比較して高止まりにあることなどから、5億円以上の工事であっても、技術移転が必要な工事のみ J V工事を義務付けることとした。

なお、落札率については、近年低下傾向にあるなかで、平成18年度の予定価格1億円以上の高額工事の落札率は大きく低下しているが、そのなかでも、特に J V工事の落札率の低下が著しい。また、J V 工事のなかでも下水道推進工事4件すべてが50%台となっている。【参考資料2参照】

2. 制度改革の効果と現状

【参考資料2】の落札率の推移データを見ると、平均落札率は平成13年度の95.1%から、平成14年度91.7%に低下しているが、これは平成14年6月に行った指名業者数の拡大や指名範囲の広域化等の改革の効果によるものと思われる。また、1～5億円の建設工事の落札率は平成16年度の93.5%から、平成17年度の88.3%に低下しているが、これはこの時期における条件付き一般競争入札の試行導入の効果であると推測される。

また、最近では、指名競争入札において多数の業者が最低制限価格と同値で入札し「くじ」により落札者を決定する事例や、条件付き一般競争入札において低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われる事例も目立ってきており、広範囲の県発注工事において価格競争が激化しつつあることを示している。

総じていえば、和歌山県における公共工事の落札率はここ数年にわたり低下傾向にあり、このことは、県の改革が競争性の確保という観点から一定の成果を収めてきたことを示しているといえる。

しかし、落札率には地域間でばらつきがあり、目立った低下が見られない地域もある。また、現在でもなお相当数の談合情報が県に寄せられ、その一部は談合情報どおりの落札

結果となっている。こうしたことから、和歌山県においては、全体としては入札での価格競争が機能しつつあるものの、いまだに一部地域においては談合構造が残存しているものと思われ、また、個別に談合が行われている工事がある可能性も否定できない。

第2部

和歌山県の公共工事の現状と問題点

1. 全国知事会指針との比較

平成 18 年 12 月に公表された全国知事会「都道府県の公共調達改革に関する指針」（以下、「知事会指針」）は、昨年秋に全国各地で相次いだ県発注工事をめぐる談合事件による県知事や県幹部の摘発を受けて策定されたものであり、現時点での各自治体の公共調達改革の進捗度を測る上で重要な参照基準と一般に受け止められている。

知事会指針と和歌山県の公共調達制度の現状とを比較したのが下表である。

	知事会指針	和歌山県の現状
一般競争	1 千万円以上の工事を原則一般競争入札にする。	予定価格 5 千万円以上の工事を原則一般競争入札の対象にしている。
総合評価方式	総合評価方式の拡充を目指す。	平成 18 年度から試行的に運用し、平成 19 年度から拡大の方向で検討中。
電子入札	3 年以内に電子入札の全面導入を目指す。	平成 19 年度は予定価格 5 千万円以上、20 年度は同 3 千万円以上、21 年度は同 1 千万円以上で導入予定。
ペナルティー	入札談合にかかわる違法、不正行為に対して指名停止 12 ヶ月又はそれ以上、違約金特約の率を 20% に。	入札談合にかかわる違法、不正行為に対して指名停止 12 ヶ月超（24 ヶ月可）、違約金特約の率は 20%。

2. 一般競争入札の対象範囲の拡大と競争性の向上

第 1 部でも述べたように、平成 13 年以降、和歌山県でも入札制度改革を進めてきた結果、多くの項目に関して既に知事会指針の内容を充たしており、最大の違いは、知事会指

針が原則として1千万円以上の工事を一般競争入札の対象とするとしているのに対して、和歌山県が5千万円以上の工事にとどまっている点である。

ではその点について和歌山県の入札改革が立ち遅れており、知事会指針のレベルを早急に実現すべく、一般競争入札の範囲を大幅に拡大しさえすれば良いということがいえるのであろうか。この問題は、決してそのように単純なものではない。

重要なことは、一般競争入札の拡大による競争性の向上は、地域要件と業者のランクによる条件設定と相関しているということである。

和歌山県では、従来は、1千万円以上5千万円未満の工事については、指名競争入札により、県内8つの建設部と1つの工事事務所の管内という地域による区分(タテの壁)と、地域毎に実情に応じた形で設定した総合点数による4つのランクの区分(ヨコの壁)の中で、指名回数や技術力等を考慮して指名するという方法がとられてきた。

1千万円以上5千万円未満の工事について一般競争入札を導入したとしても、このような地域と業者ランクによる「壁」を維持したまま、その範囲内でのみ自由に入札参加できるということであれば、参入可能な業者数は限られ、実質的には競争性は高まらず、談合の排除にもつながらない。

一般競争入札の拡大によって競争性を高めようと思えば、いずれかの「壁」を緩和することが不可欠であるが、地域の壁を急激に緩和することは、特定の地域の建設業者の壊滅につながり、災害復旧工事等に支障を来すおそれがある。また、業者ランクの壁の緩和は、下位業者が施工能力を超えた規模の工事に参入することにより、工事の質が低下するおそれがある。総合点数等の客観的な基準を条件設定することで防止しようとしても、後に述べるように、この総合点数には経営事項審査の評点のうち特に経営状況評点(Y評点)が経営実態を反映していないなどの問題があることもあって、業者の施工能力のランクに関して必ずしも信頼できる基準とはなっていない。

「一般競争入札をどの範囲まで拡大したか」によって談合排除、入札改革の進捗レベルを図ろうとするのが最近の風潮であるが、そこには、次項で述べるように大きな問題がある。一般競争入札の拡大は、地域要件の緩和と業者の評価を適切に行う枠組みの整備と併せて進めていくことで、はじめて、その本来の改革の目的を達成することができるのである。

3. 和歌山県の公共調達の実況と問題点

(1) 業界の供給過剰構造

和歌山県における建設業許可業者数は約5,900者(平成18年3月末時点)であり、その多くは中小零細事業者であり、人口10万人あたりの建設業者の数は全国で4位と非常に多い。建設業許可業者数は、平成12年のピーク時の88%まで減少しているが、一方で県の建設投資額の減少は、平成8年のピーク時の55%に達しており、過剰供給の構造が続いている。それが、高値受注維持、業者の共存共栄のために恒常的な談合が行われる口実とされ、その一方で、一度談合が崩れると、逆に、極端な低価格入札が横行し熾烈な価格競争が行われることにつながる根本的な原因とみることができよう。

公共事業費の削減が続き、県の財政の健全化が一層強く求められる状況の下で、和歌山県内建設業者間で淘汰が進んでいくことは避けられないが、その際、「悪貨が良貨を駆逐する」ということにならないよう、企業の実体を有する健全な業者が公共工事受注業者として生き残っていけるよう、制度を整備する必要がある。

(2) 県外企業とのJV構成に関する問題

知事及び出納長の逮捕、起訴という事態に至った昨年秋の談合・贈収賄事件は、県外業者と県内業者の組み合わせのJVによる発注にかかわるものであった。同事件の背景として、近畿地方の土木工事業界全体で受注調整としての談合が繰り返されていたことが同事件の検察官の冒頭陳述でも指摘されているが、当時、一定規模以上の工事について単純に県外企業と県内企業との組み合わせによるJVを義務付けていたことが、県外業者間の談合構造がJVを通してそのまま県の大規模工事に持ち込まれることにつながったものといえる。

一方、最近では、県外業者と県内業者との組み合わせのJV工事で極端な低価格による落札が多くなっており、大手ゼネコン間で全体的に生じている過当競争、低価格入札の横行がJVを通じてそのまま県工事に持ち込まれているといえる。

大型工事において、県内企業と県外企業との間で健全な競争が行われ、なおかつJVの目的である「県内業者への技術移転」が実現できるようにするための制度設計を行うことが課題となっている。

(3) 業者の格付け・評価に関する問題

一般競争入札の参加資格に関しては、個々の業者について、全国一律の基準により、年

間平均完成工事高や自己資本額等の経営規模（X 評点）、売上高営業利益率等の経営状況分析（Y 評点）、技術職員数等の技術力（Z 評点）等の客観的事項が数値化された経営事項審査点数（客観点数）に、地方の特性に応じて定められた地方基準点数（主観点数）を加えて総合点数が算定され、工事ごとに定められた点数に該当する業者が入札参加資格を認められる。

しかし、この総合点数は客観点数のウェイトが高く、しかも、その中の「Y 評点」が「負債の多寡」によって大きく影響されるため、技術者数が少なく企業としての実体が十分に備わっていない業者が、負債が少なさによって有利に評価され、必要な投資を行って技術者や建設機械等を備える業者より高い評点になるなどの問題が指摘されている。今後、一般競争入札の対象範囲をさらに拡大する場合には、経営基盤の脆弱な企業が工事施工能力を超えた工事に入札参加することを防止するための資格設定の在り方が問題になる。

（４）低入札価格調査、工事検査

一般競争入札の導入等による受注競争の激化に対応して、発注担当部局の側で低入札価格調査や工事検査等を厳格に行うことが求められるが、実際には、これらの調査・検査が形式的なものにとどまり、実質的に機能していないとの指摘がある。今後、一般競争入札の対象範囲を拡大していくとすれば、この点が一層深刻化することになりかねない。工事の特性に応じて十分な調査・検査を行うための技術面での専門知識、ノウハウ・スキルが求められるのは当然であり、それを今後、発注担当部局として全体的に高めていくことが大きな課題である。

（５）不服申立て手続の機能強化

これまでの非公式の談合システムの下での官民間の不透明な指導、協力関係から、明確なルール、透明な手続に基づいた公正な公共調達に移行していくのに伴って、ルールや手続それ自体の適正さのみならず、その運用の適正さが担保されなければならない。

そのために不可欠なのが不服申立手続の機能を高めていくことであるが、現在、和歌山県では不服申立ての受け皿機関となっているのは入札監視委員会であり、実質的には公共工事に関しては現業部署である県土整備部等が対応している。このような体制の下では、発注官庁に対する業者側からの不服申立てはほとんど機能していない。

第3部

第1部で述べた和歌山県の公共調達制度の概要、制度改革の経過と現状、第2部で述べた知事会指針との比較及び問題点に基づいて、今後の和歌山県の公共調達をどのように改革していくべきかについて検討し、具体的な提言を行うこととしたい。

1. 基本的な考え方

まず、必要なことは、談合及び公共調達改革の問題を、過去・現在・未来という時間の流れの中でとらえることである。

違法行為である談合が戦後長らく公共調達全体に蔓延し、それが入札契約制度の不備を補う「非公式システム」として一定の社会的経済的機能を果たしてきたことは、その是非はともかくとして、否定し難い「歴史」的事実である。そして、その談合の構造が、独占禁止法改正による制裁の大幅強化等によって崩れつつあり、従来談合構造によって維持されてきた大幅な供給過剰状態のまま自由競争にさらされることで受注価格が大幅に下落しているというのが、「現在」の公共調達をめぐる状況である。

では、今、「未来」に向けて求められていることは何か。談合構造を解消して競争性と透明性を中心とする制度を構築し、良質で安価な社会資本の整備という社会的要請に応えられるような公共調達を実現することである。

公共調達の機能の一部が違法な非公式システムに依存しているという「特殊な状況」から脱却して、あらゆる要請を公式制度の中で実現する「正常な状況」に転換する過程で急激な変化が生じているのが現在であり、それも、一つの「特殊な状況」といえる。

談合は違法行為であり、競争性と透明性という、今後、実現されるべき公共調達の重要な要素を害する行為として、徹底して排除されなければならない。しかし、公共調達改革という観点からいえば、談合の排除は、極めて重要な手段ではあっても目的ではない。現時点の「特殊な状況」における談合の有無、談合解消の程度を示す落札率の数字や、談合防止の手段としての一般競争入札の導入の範囲ばかりに目を奪われることは、未来において「正常な状況」を実現することにはつながらない。

「未来」の公共調達において何が求められるかを明確にし、時間の経過の中で、それを着実に実現していけるような制度設計を考える必要がある。

そこで、和歌山県において次のような基本的方針の下に公共調達改革を進めていくべきである。

第一に、建設業界の階層性を正しく認識し、今後、その階層性に応じた競争環境の整備

を行っていくことである。

建設業界には、全国的に事業を展開する大手ゼネコンから地元の中小零細業者まで様々なレベルの業者が混在している。和歌山県の地元業者の中にも、簡易なトンネル工事の単独施工が可能な程度に大型工事の施工能力を有する業者もいれば、農業等との兼業の零細な個人事業者もあり、そのレベルには相当な格差がある。事業者間の競争環境を実質的に整備していくためには、業者のレベルに応じて競争の場が形成されるよう階層区分を適切に行う必要がある。そして、将来的には、競争の結果、地元業者の多くが健全な成長を遂げ、その一部は、全国ゼネコンと対等に競争できるような施工能力を有するようになることが望ましいのであり、それぞれの階層区分の中での競争性を高めるとともに、さらに上位に昇格するインセンティブが働くような制度設計を行う必要がある。

第二に、事業者間の競争の手段は、価格のみならず品質・技術面も含めたバランスのとれたものでなければならない。かつては、指名競争入札における業者の指名選定という不透明な手続きと非公式な談合システムが、工事の品質の確保や技術の向上について一定の機能を果たしてきた面もあるが、今後は、公式の入札契約制度の中で、個々の工事の特性に応じて価格と品質・技術をバランス良く評価するシステムを構築していかなければならない。そこで必要なことは、特殊な技術を要する大規模工事については技術提案等を活用して個別的な適正化を図る一方、一般的な工事については、可能な限り評価・審査を標準化し、合理化することによって行政コストを削減することである。

第三に、階層区分等に関する業者の評価は、基本的には品質・技術と価格によって行われるべきであるが、現在の和歌山県のような大幅な供給過剰状態にある県内建設業者が、今後自由競争により相当程度淘汰されるのが必至と考えられる状況にあっては、競争の結果存続する企業が、公共工事施工業者として和歌山県の社会の要請に応えられる企業となるよう、ある程度の政策的要素も考慮すべきではないかと考えられる。

そこで、「社会の要請に応える」という意味でのコンプライアンスの観点を評価要素に加えることを検討すべきである。違法行為や暴力団等反社会的勢力との関わりの防止という狭義のコンプライアンスにとどまらず、災害、環境、雇用への対策等と和歌山県の社会が「未来」の県工事の受注企業に求める要素を具体化し、それを県独自の評価要素として標準化し、その評価が業者の受注機会の拡大につながるような制度設計を行うのである。

第四に、上記のような業者の評価を行うためには、発注官庁側の品質・技術面及びコンプライアンスに関して、業者の評価・審査能力の大幅な向上が必要である。そのためには、

必要な能力を有する人材を積極的に幅広く活用することに加えて、人材育成を図ることが求められる。そして、それに加えて重要となるのが、評価・審査を客観的に検証するシステムの構築である。発注官庁側が審査・評価能力を向上させる過程では、様々な試行錯誤も必要となり、その審査・評価に対して業者側に不満が生じることもやむを得ない面がある。そのような不満について、不服申立ての機会を十分に与え、審査を公正かつ適正に行うことが、発注官庁としての審査・評価能力を全体的に高めることにもつながる。

第五に、談合等の違法行為の排除のための制裁的措置を、制裁の程度だけで単純に比較するのではなく、談合の排除・防止に向けての実質的な機能の強化を図っていくことである。和歌山県は、指名停止、違約金等の制裁的措置を全国知事会ガイドラインが出される以前から、それと同程度の厳しいレベルにまで引き上げていたが、それが必ずしも十分な効果を上げてこなかったことは、今回の談合・贈収賄事件が発生したことからも明らかである。談合構造の解消と談合抑止をこれまで以上に効果的に行っていくためには、単なる制裁のレベルの引き上げだけではなく、必要に応じて、制裁的措置の減免等も取り入れた柔軟な対応を行うことで談合事実を把握し、抑止力を実質的に高めていく必要がある。

2. 問題解決のための方策

次に、上記の基本的視点に基づき、第2部で述べた和歌山県の公共調達をめぐる現状と課題に関して解決のための方策を検討することとする。

(1) 競争の基盤整備と一般競争入札の対象範囲の拡大

一般競争入札の範囲を拡大することで競争性を高めていくためには、地域の壁、業者のランクの壁の存在が大きな支障となっていることは、第2部でも述べたとおりである。一般競争入札の範囲の拡大は、両者の壁を可能な限り解消することを通じて参入の自由度を高めることと並行して行わなければならない。そのために必要なことは、業者の品質・技術面での評価・審査の適正性の確保と不良不適格業者の排除とを効果的に行い得る制度的枠組みを整えることである。現在、和歌山県では予定価格5千万円以上の工事を原則一般競争の対象、それ未満の工事においては指名競争を原則としており、工事金額という客観的基準で入札の方式を決定しているが、今後、一般競争入札の範囲の拡大に当たり、工事金額を絶対的な基準にするのではなく、個々の工事の特性や、地域や階層区分ごとの競争の基盤整備の進捗状況、発注者側の業者の評価、審査スキルの向上等を考慮しつつ行うことが必要である。

なお、一般競争の対象範囲の拡大に伴う発注者側の事務量の大幅な負担増に対応して、電子入札導入の更なる拡大が必要となる。電子入札は談合防止の有効策として語られることが多く、知事会指針でもそのような認識に基づいて積極導入が提唱されているが、それは入札の過程で参加事業者が顔を合わせる機会が少なくなる、という限りにおいていえるだけなのであって、電子入札の導入それ自体が談合防止の特効薬になるわけではないことには注意が必要である。むしろ電子入札の導入の最大の意義は、一般競争の対象範囲の拡大によって増大した事務負担を軽減することと捉えるべきである。

(2) 総合評価方式

個々の工事において、価格のみならず品質・技術も含めた総合的な評価を行う「総合評価方式」は、一般的には建設工事の特性に応じたバランスのとれた競争を確保するための有効な手法である。しかし、国土交通省が直轄工事において採用する「高度技術提案型」「標準型」「簡易型」という3つの総合評価方式が、地方公共団体の発注にそのまま適合するとは必ずしもいえない面がある。「高度技術提案型」「標準型」のように技術提案を伴うものは、極めて大規模で特殊な工事に関する手続きとして合理的であるが、技術提案が必要となる工事は県発注工事では非常に少ない。県発注工事の多くについては、「提案」よりもむしろ確実に工事を施工する能力を審査することが重要であるが、「簡易型」の総合評価を個々の工事に関して、入札参加業者すべてについて具体的に行うことによる事務負担は膨大であり、定期的に、業者の技術力、施工能力を審査して、予めランク付けすることで入札参加資格を認める方法の方が合理的である。

なお、総合評価方式に関して、知事会指針では談合防止の効果を強調しているが、本来、価格以外の多様な要素を考慮することで競争を適正に行うことにその意義があるのであり、直接的に談合防止を目的とするものではない。

(3) 地域要件、ランク制、入札参加資格要件

一般競争の対象範囲の拡大に当たっては、競争環境の整備が必要であり、そのためには、地域要件、業者の階層区分等の入札参加資格要件を見直し、全体として和歌山県の実情に即した合理的な競争の場の設定を行う必要がある。

地域要件については、基本的には、現在のような建設部単位での地域要件の設定が一般競争入札の拡大の前提としての競争基盤の確保を困難にするので、緩和していくべきであ

る。但し、その進捗については、災害対策のために必要な範囲での地元業者の保護との両立を図る必要があり、急激な地域間競争の激化による混乱も避けなければならないことから、地域要件の緩和の速度にはある程度の配慮が必要であろう。一定額以下(例えば1千万円以下)の工事については、当面は、従来どおりの地域要件を残し、それ以上の金額の工事についても、まず、建設部単位から複数の建設部単位に地域要件を拡大し、徐々に、その撤廃をめざしていくべきであろう。

一方、業者の企業規模、工事施工能力によるランク制というヨコの壁については、単に緩和・撤廃の方向に向かえば良いという単純な問題ではない。一般競争入札の拡大とともにランク制を緩和し、下位業者の入札参加の範囲を拡大することは、競争性を高めることにはなる一方で、個別の工事においてすべての業者の施工能力を評価するために膨大な事務負担が生じる。

むしろ、ランク制を業者間の階層区分として維持することにより、実質的に同等の業者間で競争を行わせるとともに、適切な評価・審査により階層区分相互の移動を認め、その中、上位のランクの業者は下位のランクの工事についても入札参加可能とすることによって競争性の確保を図ることの方が合理的である。

そのランク付けに関しては、今後、業者の評価・審査能力を向上させていくことに伴って、経営事項審査点数に対する地方基準点数のウェイトを高めることで、和歌山県独自の評価要素のウェイトを高めていく必要がある。

(4) J Vのあり方見直し

J V制度は、県外企業から県内企業への技術移転という面からは合理的な制度であるが、その運用如何では、競争関係の固定化を招き、談合の温床となるおそれがあることは第2部でも述べたところである。

大規模工事について、個々の工事が必要とされる施工能力のレベルを勘案し、J V発注の対象を、①施工可能な県内企業が存在しない工事、②施工可能な県内企業が存在するが、その数が少ない工事の二つに区分し、①については、従来どおり、県外企業と県内企業との組合せのJ Vとし、②については、いわゆる混合入札方式の活用を考えるべきである。混合入札方式とは、J V企業体と単体企業の両方の参加を認める入札方式であり、複数の自治体で導入されている。例えば、県内企業には単独参加を認め、県外企業には工事未経験の業者も含めた県内企業とのJ V参加を義務付ける場合、県内業者への受注への配慮と

参加可能な企業・企業体の数を増やすことができる。また、大手のみの調整や県内業者のみの調整では談合が成立しないことから、談合を防ぐ効果があると考えられる。

(5) コンプライアンスの観点からの評価

コンプライアンスの観点からの評価要素として考えられるのは、談合等の違法行為防止、暴力団等の反社会的勢力との関わりの排除等の狭義のコンプライアンスに加えて、「災害復旧への貢献」「環境への配慮（建設廃材等の適正処理等）」「労働安全衛生確保のための体制整備」「雇用や労働者福祉への配慮」等である。

従来から、経営事項審査の項目の中にも、W評点として労働福祉や工事安全にかかわる事項が評価の対象となっているが、その他の事項と比べウェイトが極めて低い上、工事安全にかかわる項目では「死亡者数、負傷者数」を単純に点数化しているなど、形式面のみの審査に止まっており、十分に機能的とはいえない状況にある。また、和歌山県では、地方基準点数の評価項目の中に「県から受注した建設工事の成績」「技術者数」等工事の品質に関する事項の他、たとえば新卒者職員の積極採用、災害対応の協定締結、ISO9000シリーズ、同14000シリーズの取得の有無といった、県の環境面への貢献、社会的貢献の要素を加えているが、これらの評価は、資格の有無等の形式面の審査にとどまっている上、そもそも地方基準点数が経営事項審査点数の10分の1程度にとどまっているので、コンプライアンスの評価として十分なものにはなっていない。

今後、評価のウェイトを高め、判断をより実質的なものへとすることで、真に社会の要請に応えられる企業に成長するように促す必要がある。

これらの要素による評価の導入は、必要な予告期間を設け、その間にコンプライアンス体制の整備を促した上で導入するのが適切である。また、これらの要素は、ある程度主観的評価とならざるを得ず、その評価の判断も微妙なので、個々の要素を入札参加資格等に直接反映させるのは加点・減点要素として、上記(3)のランク付けに反映させる要素としていくのが妥当であろう。

なお、コンプライアンスの観点からの評価により高得点を得たとしても、その業者の実際の経営状況や施工能力が制度上、実務上担保されていなければならないことはいうまでもない。

ア 狭義のコンプライアンス

談合防止のためのコンプライアンスは、独禁法の遵守体制の確立に関して、かねてから

公正取引委員会が指導に取り組んでおり、既に多くの企業で具体化されている。それを実施することを、和歌山県工事を受注しようとする企業すべてに求め、実施の程度を評価要素とする。また、暴力団等の反社会的勢力との関わりの防止対策を警察との連携の下で行い、その実施の程度を評価要素とする。

イ 災害復旧への貢献

和歌山県は、歴史的にも風水害等の自然災害の被害が多く、また、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震による津波被害への対策も含め、災害発生時の復旧作業を行う建設業者が各地域に存在していることが、地域社会にとって不可欠の要請である。そこで、万が一災害が発生したときに災害復旧工事を迅速かつ適切に行うことを確約していること、そしてそれを行い得るだけの能力と体制を有していることについて、業者を積極評価し、それを「災害復旧コンプライアンス」として評価要素に加えることが考えられる。

ウ 環境への配慮

建設業者は、工事に伴って発生する建設廃材等の産業廃棄物の処理を適正に行うことを社会から求められている。それを十分に行い得るだけの体制整備（建設廃材処理について社内手続を定め、信頼できる業者に委託していること等）を行っていることを「環境コンプライアンス」として評価要素に加える。

エ 労働安全衛生確保のための体制整備

建設業は典型的な労働集約産業であり労働災害の危険が最も大きい産業の一つである。実際に労働災害が発生した場合に発注官庁が行う指名停止の措置も、事業者には労働災害の防止のインセンティブを与えるための制度の一つといえる。しかし、このような労働災害の発生の有無という結果のみで評価する仕組みは、いわゆる労災隠しや、下請けへの責任の押し付けにつながりやすいことに加えて、不可抗力で発生した事故でも厳しい措置がとられることで過酷な結果が生じる。むしろ、労働安全衛生に対する教育の実施や体制整備等の積極的な取組みを「労働安全コンプライアンス」として評価要素に加え、労災事故が発生した際にも、結果の軽重だけではなく、それが体制整備上の問題に起因するか否かを判断して実質評価していくことが、事業者の労働安全衛生への対策を実質的に向上させていくことにつながる。

オ 雇用や労働者福祉への配慮

建設業は、雇用が不安定で、日雇い、季節雇用等の非正規雇用が多い職種の一つである。このような建設業の中にあって、雇用の安定化に努力し、雇用条件に関しても労働者の保

護を図っている企業、そして、退職金の引当て等、労働者の福利厚生の上昇に努力している企業は、社会の要請に応えるものといえよう。そこで、そのような面で評価できる企業に対し、「労働者福祉コンプライアンス」としての積極評価を与えることで、労働者福祉の全般的な向上を図る。

(6) 入札参加業者の協力による談合防止策

公共調達制度が適正に整備され、公正な競争が実現した後であれば、違法行為を抑止するために十分なほどに制裁のレベルを引き上げることが合理的であるが、冒頭にも述べたような、システムの転換に伴う「特殊な状況」にある中では、単純で機械的な制裁のレベルの引き上げは、逆に違法行為の潜在化、巧妙化を招き、一方で、業者間の告発合戦が大きな混乱を招き、和歌山県の建設業界の健全化を遅らせることにもなりかねない。談合に対する制裁的措置についても、時間の流れを意識した適切かつ合理的な対応が求められる。

今後、指名（入札参加資格）停止、違約金等、違法行為に対する制裁的措置の運用に当たっては、談合等違法行為の排除のための最も合理的かつ有効な方法を、十分な情報開示によって県民の理解を得つつ、実行していくことが必要であり、違法行為の背景や発注当局への業者側の協力の程度等に応じて制裁措置の減免等も積極的に行う必要がある。

そこで、入札参加業者、契約事業者に真実申告義務を課し、談合構造や談合ルールについての事実解明に真に協力した違反業者に対しては指名停止期間の短縮や違約金の減額を認める等、談合事実の把握と解明に効果的な仕組みを検討する必要がある。その際、透明性と公正さを担保するために、指名停止短縮にかかわる明確なルール、違約金減額に関する明確な契約条項を事前に定めておくとともに、下記（7）で述べる不服申立ての対象となるように適切なスキームを構築することが求められる。

(7) 透明性の確保、不服申立て手続きの整備

和歌山県のみならず、わが国全体に共通してきたこれまでの非公式の談合システムの下での官民間の不透明な指導、協力関係から、明確なルール、透明な手続きに基づいた公共調達へと移行するためには、ルールや手続自体はもちろん、その運用の適正さが担保されなければならない。そこで以下の二点が重要になる。

第一が、情報公開の徹底、説明責任の履行である。入札参加資格の設定、ランク付け、低入札価格調査の結果、指名停止措置等、発注者側の判断にかかわる事項について、県民

の信頼を得るために、今後、一層のルール明確化、適正化が求められる。そのためには情報公開が徹底され、説明責任が十分に果たされなければならない。

第二に、入札参加要件の設定や低入札価格調査の結果、指名停止措置等に不服がある場合、入札・契約手続に不備がある場合等についての不服申立て手続の充実である。

(8) 発注者側のスキル向上、人材確保の必要性

発注者側の品質・技術面での評価・審査の向上のため、技術的スキルを有する県OBの再登用や、ゼネコンを退職した技術者の活用等も含めて、必要な人材を確保するための対策が必要である。

コンプライアンス要素も含め、発注者としての評価・審査の適正さ及び不服申立てに対する適正かつ効果的な対応を担保するため、公共調達制度や関連する法規に精通し、なおかつ証拠収集・事実認定等のスキルを有する人材を、入札監視委員会等既存の組織の強化や新たな不服申立手続の充実に活用すべきである。その観点からは、法曹資格者（法科大学院修了者）を、必要な教育を施した上で任用するなどの対策を検討すべきであり、必要な人材確保について、今後国土交通省や文部科学省等との連携を図っていくべきである。

3. 具体的提言

本委員会は、これまでの検討を踏まえ、和歌山県に対して以下の対応を行うよう提言する。なお、改革は、県民の要請に従い、可及的速やかに実施すべきであるが、急激な改革が無用な混乱を生まないよう段階的に実施すべきである。その際、県は、実施に移された種々の改革提言の効果を検証し、これらを公表して県民に進捗状況を報告するとともに、一層の改革の前進を図らなければならない。

(1) 品質・技術の評価・審査を踏まえた一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象範囲を拡大し、最終的には原則すべての工事における一般競争入札の導入を目指す。そのため、品質・技術面での評価・審査を適切に行い、不良不適格業者を効果的に排除できる制度的枠組みを構築し、個々の工事の特性、地域や階層区分ごとの競争の基盤整備を進める。

(2) 電子入札の積極導入

電子入札は一般競争入札の拡大に伴う事務負担低減のための有効な手段である、との観点から、一般競争入札の対象範囲拡大に併せて順次拡大する。

(3) 総合評価方式の扱い

技術的工夫の余地が小さい「簡易型」の総合評価の採用は限定し、確実に工事を施工する能力の確保に向けては、定期的に、業者の技術力、施工能力を審査して、予め入札参加有資格者としてランク付けすることで実現するように努める。技術提案を伴う「高度技術型」「標準型」の工事は、必要と判断される場合には、総合評価方式を積極的に採用する。

(4) 地域要件の設定

建設部単位での地域要件の設定を緩和する。但し、災害対策の要請や混乱回避の必要性等の観点から小規模工事については、当面は、従来どおりの地域要件を残す。それ以上の金額の工事についても、工種、地域ごとの特殊性と競争基盤の変化を見極めつつ、段階的に地域を拡大し、最終的に地域要件の撤廃を目指す。

(5) ランク付けの際の工夫による不良不適格業者の排除

ランク付けにかかわる点数評価に関し、工事成績が際立って悪い業者や入札談合等の不正を犯した業者を効果的にランクダウンさせる評価スキームの構築も含め、入札参加有資格のリスト作りを効果的に行う。

(6) ランク付けの際のコンプライアンス評価

ランク付けにかかわる点数評価については、経営事項審査点数に対する地方基準点数のウェイトを高め、その中で「地域社会の要請への適応」としてのコンプライアンス評価を実質的に行い、その対応、実績に応じてランクを変動させるスキームを構築する。その際、現在の経営事項審査における W 評点のような形式審査に偏ることがないように留意する。

(7) 成長する企業へのインセンティブの付与

ランク付けについて、上位にランクされた業者は、下位ランク工事への参入を可能とする仕組みを構築し、成長志向の企業をサポートする。

(8) J Vのあり方

大規模工事について、個々の工事が必要とされる施工能力のレベルを勘案し、施工可能な県内企業が存在しない工事については従来型の県外・県内業者のJ Vの義務付けを、施工可能な県内企業が存在するが、その数が少ない工事については、いわゆる混合入札方式の活用を検討する。

(9) 入札参加業者の協力による談合防止策

入札契約制度の不備を十分に解消した上で、入札参加資格停止や違約金のあり方について、県民への説明責任を十分に果たした上、談合防止策として最も合理的かつ適正な方法を確立、実行する。その際、談合構造や談合ルールの解明に真に協力した違反事業者への不利益賦課減免等、効果的な談合排除のスキームを構築する。

(10) 透明性の確保

法令で要請される事項に限定されず、県民が県の公共調達を監視、監督するために必要な具体的な情報や、入札参加資格の設定、低入札価格調査の結果、指名停止措置等、発注側がとった措置について、インターネットを通じて可能な限り公開する。また、県が行う入札制度改革の具体的内容とその意義、実際にもたらされた効果等についても分かりやすく公表する。

(11) 不服申立て手続の整備

入札参加要件の設定や低入札価格調査の結果、指名停止措置等に不服がある場合、入札・契約手続に不備がある場合等についての不服申立て手続について、専門性、独立性を有する常勤部署の活用も視野に入れつつ整備を図る。

(12) 人材確保・組織の強化

今後、県に求められる品質・技術面での評価・審査能力向上のために、県OBの再登用や民間人の活用も含めて、必要な人材を確保する。また、発注者としての評価・審査の適正さ及び不服申立てに対する適正かつ効果的な対応を行うため法曹資格者（法科大学院修了者）の任用を検討する。

【参考資料 1】

1. 入札、契約制度の概要

(1) 一般競争入札、指名競争入札、随意契約

一般競争入札とは、契約内容を広く一般に公告し、不特定多数の者を誘引して、入札による申込みをさせる方法により競争を行う透明性の高い契約方式である。一般競争入札には、参加させることができない者の条件（破産者で復権を得ない場合等）、参加させないことができる者の条件（入札参加資格停止措置を受けている場合）が、地方自治法施行令（167条の4）上定められている。なお、地方公共団体の長が、「必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」（同167条の5）と定めている。更には、「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは・・・更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」（同167条の5の2）と定めている。

(2) 指名競争入札

指名競争入札とは、資力、信用その他について適当と認める特定多数の競争参加者を選んで指名し、そのうち最も有利な価格で申し込みをした者を契約の相手方とする方法である。この方式は、誠実な業者を選定することで工事の品質を確保することが容易になるというメリットがある一方、発注者による恣意的な運用が行われるおそれがあり、入札参加者の範囲が限定されることで談合の温床ともなりやすい。

(3) 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法をいい、競争入札を建前とする契約方式の特例であって、競争に付する手間を省略することができ、信用能力等のある者を選ぶことができる。しかし、契約の相手方の選定や契約条件の客観性の担保が容易ではなく、恣意的な運用が行われることで癒着・腐敗を招くおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2により随意契約によることができる場合が制限されている。

2. 入札参加資格について

建設工事を受注する前提として事業者は入札参加資格審査を受けなければならない。

入札参加資格審査を受けるためには、まず、建設業法に定める建設業の許可を受け、更に全国一律の基準により、年間平均完成工事高や自己資本額等の経営規模（X 評点）、売上高営業利益率等の経営状況分析（Y 評点）、技術職員数等の技術力（Z 評点）等の客観的事項を数値化する（客観点数）ために、建設業法に定める経営事項審査を受審し、2年に一度の入札参加資格審査の申請を県に行う必要がある。なお、この経営事項審査点数（客観点数）に加え、地方の特性に応じた地方基準点数が設定されている。

申請者は、この客観点数と地方基準点数を合わせたものをその業者の総合点数として認定され入札参加資格が認められる。発注機関は、発注する工事の規模に応じ、指名業者の選定や条件付き一般競争入札参加者の入札参加要件に総合点数を設定することにより入札に参加する対象となる業者を選別することとなる。

3. 競争の手段、方法

（1）最低価格自動落札方式

最低価格自動落札方式とは、競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする方式である。国、自治体問わず、この方式によることが原則とされており、国土交通省を例外として、すべての官公庁の発注は最低価格自動落札方式によるものが圧倒的多数を占めている。

（2）総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。

4. 最低制限価格と低入札価格調査

最低制限価格は、競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、予定価格の範囲内において設定することができる（地方自治法施行令第167条の10第2項）ものである。これは、常に最低の価格を提示した者を契約の相手方にするとした場合に、落札となるべき入札価格が、不合理なものであり、その相手と契約を締結すると発注者側が

被害を受けるおそれがあるような場合においても、この者を落札者としなければならないという不合理を防止するものである。

一方、低入札価格調査は、一定の基準価格を下回った入札があった場合に自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図るものである。

【参考資料2】

落札率の推移表

県土整備部発注工事の落札率

入札方法	金額 (億円)	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		備 考
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	
条件付き一般競争入札 (受注希望公募型競争 入札を含む)	5～	-	-	-	-	-	-	-	-	8	90.3%	8	77.8%	条件付き一 般競争入札 (受注希望 公募型競争 入札を含 む)は17年 6月から実 施
	1～5	-	-	-	-	-	-	-	-	33	88.3%	51	74.7%	
	～1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	93.5%	53	87.0%	
小 計		-	-	-	-	-	-	-	-	43	88.9%	112	80.3%	
公募型指名競争入札	5～	6	96.6%	11	96.2%	10	96.6%	10	96.6%	3	96.5%	-	-	17年6月か ら公募型指 名競争入札 は条件付き 一般競争入 札等に移行
	1～5	-	-	5	90.3%	9	78.1%	13	93.5%	-	-	-	-	
	～1	-	-	-	-	-	-	1	89.0%	-	-	-	-	
小 計		6	96.6%	16	94.3%	19	87.8%	24	94.6%	3	96.5%	-	-	
指名競争入札	5～	1	97.7%	-	-	1	97.4%	-	-	-	-	-	-	18年度0.5 ～1の36件 について は、建築工 事及び18 年4、5月指 名の土木工 事を含む
	1～5	42	93.9%	32	92.3%	43	89.7%	41	93.3%	18	87.7%	-	-	
	0.5～1	155	96.2%	167	92.7%	163	93.2%	158	94.0%	155	93.2%	36	88.2%	
	～0.5	3,081	95.0%	2,685	91.6%	2,759	91.5%	2,543	91.2%	2,358	90.7%	2,289	89.6%	
小 計		3,279	95.1%	2,884	91.6%	2,966	91.6%	2,742	91.4%	2,531	90.9%	2,325	89.5%	
合 計		3,285	95.1%	2,900	91.7%	2,985	91.6%	2,766	91.4%	2,577	90.8%	2,437	89.1%	

※18年度については、19年1月末現在の数値

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
1億円以上の工 事	64件	93.9%	62件	88.8%	62件	74.6%
(うちJV工事)	24件	94.8%	29件	93.3%	14件	69.2%
(うち単体工事)	40件	93.3%	33件	84.8%	48件	76.1%
(JV工事のうち下 水道推進工事)	7件	90.8%	10件	92.8%	4件	54.2%

【参考資料3】

公共調達検討委員会の開催状況

○第1回委員会 平成19年1月10日（水）午後4時～9時

[概要]

- ・ 知事からの委嘱状を受領
- ・ 委員の互選により、郷原信郎委員を委員長に選任
- ・ 和歌山県における現行入札制度等を把握

※委員会設置に伴う記者会見を開催（同日午後5時10分～5時50分）

○第2回委員会 平成19年1月24日（水）午後4時～8時

[概要]

- ・ 建設業関係団体の協力により、建設業の現況について意見交換
- ・ 上記意見交換を踏まえた公共調達に関する検討

○第3回委員会 平成19年2月7日（水）午後2時～8時

[概要]

- ・ 和歌山県内で建設業を営まれている方々への委員会検証に関する協力依頼
- ・ 公共調達に関する検討

○第4回委員会 平成19年2月21日（水）午後3時～8時

[概要]

- ・ 和歌山県内で建設業を営まれている方々の協力により、県発注工事等の実状を検証
- ・ 上記実情等を踏まえた公共調達に関する検討

※委員会の取組状況に関する記者会見を開催（3月5日（月）午後3時～3時30分）

○第5回委員会 平成19年3月9日（金）午後4時～8時

[概要]

- ・ 大手建設会社の方々の協力により、県発注工事等の実状を検証

- ・ 上記実情等を踏まえた公共調達に関する検討

○第6回委員会 平成19年3月28日(水) 午後3時～8時

[概要]

- ・ 和歌山県内で建設業を営まれている方々及び元県職員の協力により、県発注工事等の実状を検証
- ・ 上記実情等を踏まえた公共調達に関する検討

※委員会の取組状況に関する記者会見を開催(3月29日(木) 午前10時～10時30分)

○第7回委員会 平成19年4月10日(火) 午後2時～10時

[概要]

- ・ 報告書(案)の検討

○第8回委員会 平成19年4月24日(火) 午後1時30分～7時30分

[概要]

- ・ 報告書(案)の検討

※和歌山県に対する報告の方向性に関する記者の方々へのブリーフィングを開催(同日午後1時30分～2時00分)

○第9回委員会 平成19年5月10日(木) 午後2時～

[概要]

- ・ 和歌山県に委員会報告書を提出
- ・ 報告書提出に伴う記者会見を開催(同日午後2時30分～)

建設関係企業等の協力による検証

委員が複数のグループに分かれ、建設関係企業等の方々と非公開で面接し、県発注工事や現在の建設業の実状に関するご意見等を伺い、公共調達に関する検証を行った。

【開催状況】

1. 開催日
- 平成19年1月24日（水）
 - 平成19年2月 7日（水）
 - 平成19年2月21日（水）
 - 平成19年3月 9日（金）
 - 平成19年3月28日（水）
2. 建設関係企業等数
- 和歌山県内建設会社 …………… 12社
 - 大手建設会社 …………… 4社
 - 建設業関係団体 …………… 1団体
 - 元県職員 …………… 2名

【資料 4】

公共調達検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県が行う公共事業に関する調達業務（以下「県公共調達」という。）の実施状況について検証し、もって入札に係る談合を防止するための施策を提言するため、公共調達検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 県内事業者の経営をめぐる環境及び経営改善に向けた取組み状況等の実態の調査に関すること。
- (2) 県公共調達に係る入札制度等の運用状況及び課題等の検証に関すること。
- (3) 入札に係る談合の防止のための県公共調達の改善策その他必要な環境整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、知事が別に定める。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、公共調達検討委員会プロジェクトチームにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。